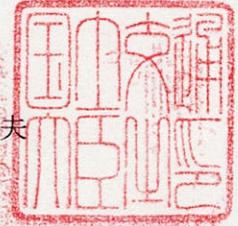


行政文書開示決定通知書

弁護士 渡部 友一郎 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



令和6年4月2日付けで請求され同月4日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(仮称) - 内閣法制局ご説明資料 -

請求文書名:

- ① 内閣法制局説明資料(*) (建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案 [令和6年])

2 不開示とした部分とその理由

別紙のとおり。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示の実施の方法等

(1) 事務所における開示(閲覧又は写しの交付)を希望する場合

◇開示の実施を受けることができる日時及び場所

日時: この通知書を受け取った日から30日以内

(土・日曜日、祝日を除く。)(9:30~11:45、13:00~16:45)

場所: 国土交通省大臣官房総務課情報公開窓口

(東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館 1階)

◇開示の手続き

1) 事前に、ご希望の日時を下記問い合わせ先までお知らせください。

2) 送付した別添「行政文書の開示の実施方法等申出書」に必要事項を記入の上、ご持参ください。

行政文書開示請求書に関する請求資料不開示部分と不開示の理由

不開示箇所（該当ページ数）	不開示根拠（情報公開法）	不開示理由
個別の施工不良等事案 (p11、12、p14)	法人の内部情報（第5条第2号イ）	本来公表されることのない法人の内部情報であり、これを公にすることにより法人の正当な利益が害されるおそれがあることから、法第5条第2号イに規定する「当該法人等の正当な利益が害されるおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。
政省令又は指針への委任事項等 (p13、p14、p15、p16、p19、p20、p22、p23、p28、p29、p31、p35、p38、p44、p45、p48)	第5条第5号	政府内で検討中の情報であって、公にすることにより意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法第5条第5号の「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記載されている部分を不開示とした。